

返戻金制度について

《返戻金制度に関する事項》

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

■紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後1カ月以内に雇用契約が終了した場合、紹介手数料の100%返金
- ・入社後1カ月超、3カ月以内に雇用契約が終了した場合、紹介手数料の50%返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や、紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。